

小矢部市老人福祉センター
事業委託事業者募集要項

令和3年1月

小矢部市 民生部 健康福祉課

目 次

I 委託する事業概要に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 1
1 事業の名称	
2 事業目的	
II 委託業務に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 1
1 委託業務の基準	
2 受託事業者の範囲	
3 利用料金	
4 委託期間	
5 業務委託料	
6 保険の加入	
7 事業報告書の提出	
8 委託の取消し	
III 申請、選定に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 3
1 申請の資格	
2 提出書類	
3 募集要項等の周知	
4 質問事項の受付	
5 申請期間	
6 申請書提出先	
7 申請に要する経費	
8 選定基準	
9 選定結果の公表	
10 契約の締結	
11 スケジュール	
12 その他	
IV 様式	・ ・ ・ ・ ・ 7

小矢部市内の民間施設の一部を活用し、新たな小矢部市老人福祉センターとしてのサービスを効率的に市民に提供するため、自らの民間施設の一部を提供し小矢部市老人福祉センターとして運営いただける事業者を募集します。

I 委託する事業概要に関する事項

1 事業の名称

小矢部市老人福祉センター事業

2 事業目的

民間施設の一部を新たな小矢部市老人福祉センターとして市民等が広く利用することで、高齢者の健康増進と介護予防に寄与し、もって住民福祉の向上を図ります。

II 委託業務に関する事項

1 委託業務の内容

(1) 小矢部市内に別紙「小矢部市老人福祉センター事業仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務を行える施設（以下「施設」という。）を所有していること。

(2) 次に掲げる営業日及び営業時間に営業すること。

ア 営業日 1月1日を除く日

イ 営業時間 午前10時から午後4時まで

* 受託事業者（以下「事業者」という。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を経て、営業日に休業し、又は営業日以外の日に営業することができるものとします。

* 営業日又は営業時間など事業者が拡充を希望される場合は、その内容を提案してください。ただし、その拡充に伴う経費は、5(1)に定める委託料に含まれます。

(3) 関係法令を遵守すること。

(4) 小矢部市老人福祉センター（以下「福祉センター」という。）として適切に事業を実施すること。

(5) 委託業務（以下「業務」という。）を効率的かつ適正に行うために、必要な人員を配置すること。

(6) 業務執行に伴い取得した個人情報、法令の定めに従い適切に管理すること。

(7) 知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりしないこと。業務期間が終了した後も、同様とする。

(8) 業務を執行するうえで作成し、又は取得した文書等は適切に管理し、5年間保管して、市の求めに応じ提出できるようにすること。

2 事業者が行う業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は別紙仕様書に定めるとおりとします。

3 利用料金

- (1) 福祉センター事業の利用料金のうち入浴料及び休憩料については、次の表に定める金額を上限として提案すること。なお、租税、物価等に著しい変動が生じた場合は、市と協議のうえ提案した額を変更できるものとします。

利用区分	入浴料	休憩料
高齢者(65歳以上)	440円	200円
大人(12歳以上65歳未満)	440円	200円
中人(6歳以上12歳未満)	140円	200円
小人(6歳未満)	60円	200円

- (2) 入浴料及び休憩料以外の事業者の特定の施設、設備機器、器具等の料金は、事業者が自由に定めることができるものとします。
- (3) 利用料金は、事業者の収入とします。

4 委託期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までとします。

5 業務委託料

- (1) 申請にあたっては、委託期間の委託料（消費税及び地方消費税を含まない額）を提案すること。
- (2) 委託期間の委託料の上限額は、45,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない額）とします。
- (3) 市が事業者に支払う委託料の額は、委託契約を締結する年度別において、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに決定します。
- (4) 業務委託料は、次の区分により支払うものとします。

請求月	4月	10月
請求額	年度の委託料の50%	年度の委託料の50%

- (5) 業務委託料が不足した場合も、補填は行わないものとします。業務委託料に余剰が生じても、返還を求めず事業者の収入とするものとします。

6 保険の加入

施設内で事故等が発生した場合に対応するため、事業者において損害保険に加入してください。（保険料は事業者の負担となります。）

7 事業報告書の提出

事業者は、福祉センター事業の運営にあたって次の書類を提出してください。

(1) 事業報告書

ア 提出内容

- (ア) 福祉センター事業の業務の実施状況に関する事項
- (イ) 福祉センター事業の利用状況に関する事項
- (ウ) 福祉センター事業の収入実績に関する事項
- (エ) その他、事業の状況がわかるもの

- イ 提出期限
毎年5月末日まで

(2) 月報の提出

- ア 提出内容
毎月の利用一覧及び利用料
- イ 提出期限
翌月の10日まで

8 委託の取消し

- (1) 事業者が次に掲げるいずれかの事項に該当したときは、その委託を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。
 - ア 倒産又は解散したとき。
 - イ 財務状況が著しく悪化し、業務の継続が困難であると認められたとき。
 - ウ 業務に際し、不正な行為があったとき。
 - エ 市に対して虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告を拒んだとき。
 - オ 締結した契約の内容を履行せず、又はこれに違反したとき。
 - カ 暴力団との関係が認められたとき。
 - キ 事業者自らの責めに帰すべき事由により、事業者から委託取消しの申出があったとき。
 - ク その他事業者に業務を行わせることが適当でないと認めるとき。
- (2) 事業者が、上記アからクまでのいずれかに該当したことにより委託を取り消されたときは、既に支払いを受けた委託料を清算するものとします。

Ⅲ 申請、選定に関する事項

1 申請の資格

申請を行おうとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 個人又は登記されている法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 小矢部市税を滞納している者ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 小矢部市暴力団排除条例（平成24年小矢部市条例第1号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (6) 施設を管理するに当たっては、管理に通常必要とされる資格、免許等を有し、又は外部委託等により資格者が確保できること。なお、施設、設備の状況により必要としない場合は、この限りではない。

2 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出してください。

提出部数は、正本1部、副本1部です。

((3)から(5)までの書類については、正本1部で可)

- (1) 受託事業申請書 (様式第1号)
- (2) 事業計画書 (様式第2号)
- (3) 定款又は寄附行為
- (4) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (5) 市税滞納有無調査承諾書 (様式第3号)
- (6) 提供施設の平面図
- (7) 提供施設のパンフレット (現有の場合のみ)
- (8) 市長が必要と認める書類

3 募集要項等の周知

1月25日(月)から小矢部市ホームページに募集要項等を掲載します。

4 質問事項の受付

仕様書に関する質問を次のとおり受け付けします。

- (1) 受付期間 令和3年1月26日(火)から
- (2) 受付方法 質問表(様式任意)により提出すること。
- (3) 受付先 小矢部市民生部健康福祉課 E-mail kenfuku@city.oyabe.lg.jp
- (4) 回答日等 令和3年1月27日(水)以降に市ホームページに質問及び回答を随時公表します。

5 申請期間

令和3年1月28日(木)から令和3年2月16日(火)まで
郵送の場合も当日必着とします。

6 申請書提出先

〒932-0821 小矢部市鷺島15番地
小矢部市民生部健康福祉課
TEL 0766-67-8605

申請書類等は、封入のうえ提出してください。

7 申請に要する経費

申請に要する経費は、全て申請者の負担とします。

8 選定基準

次の選定基準に照らし、施設の内容及び業務を効率的に運営できるかを審査し、採点を行います。また、審査の際に事業計画書中の企画提案等について、プレゼンテーションを行っ

てもらいます。

選定基準	内 容	配 点
市民の平等な利用の確保	市民の平等な利用の確保が図られているか	確保されていない場合は、選定しません
効用の最大限の発揮	【業務目的の達成】	
	A 業務の運営方針が明確になっており、事業計画の内容が業務の実施目的の的確な理解に基づいた具体的なものになっているか	10
	B 提供される施設が、業務を実現できる内容となっているか	10
	C 安全管理対策が講じられているか	5
	D 個人情報の確実な保護対策がとられているか	5
	【サービスの向上】	
	E 利用者ニーズを把握し、質の高いサービス提供を実現できる内容となっているか	5
	F 事業者が行う業務評価方針が、利用者の評価・満足度を十分把握できる内容となっているか	5
	【利用の増加】	
	G 利用者増のため、創意工夫に満ち、魅力的で質の高い、かつ実現可能な企画提案がされているか	5
H 地元や関係団体との連携や広報など、施設の利用促進に向けて具体的な方策を有しているか	5	
	計	50
効率的な運営	【運営に係る経費節減策】	
	A 業務経費削減のための具体的なかつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか <算式> 得点 = (最低提示額) / (申請者の提示額) × (配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものをを用います。	実現可能性のない提案を前提とした提示額の場合は選定しません 25
	計	25
施設の運営を適正かつ確実に実施するための財産的基礎及び人的構成	【申請者の財政的基礎及び信用力】	
	A 業務を安定確実に実行する経営基盤を有しているか	5
	B 指定期間内の安定的な事業継続が可能な体制となっているか	5
	【申請者の人的構成】	
	C 施設機能を十分に発揮した運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成（資格、経験など）となっているか	5
	D 防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制が確保されているか	5
E 職員の指導育成、研修体制は十分か	5	
	計	25
合 計		100

9 選定結果の公表

選定結果の公表

選定結果は、市ホームページにて公表します。なお、公表する項目は次のとおりです。

- ア 事業者の施設の名称
- イ 申請者名等（事業者候補以外は、個別の名称等は表示しません。）
- ウ 委託の期間
- エ 選定基準及び配点
- オ 得点一覧

10 契約の締結

市と事業者との間で業務委託契約を締結します。

11 スケジュール

1月25日～	市ホームページに募集要項等を掲載
1月26日～	質問の受付
1月27日～	質問への回答
1月28日～ 2月16日	申請書の受付
2月24日(予定)	申請者によるプレゼンテーション
2月下旬	受託事業者候補者の選定
3月上旬	業務委託の締結
3月上旬～	周知（市広報、市ホームページ、市ケーブルテレビ）
4月1日～	福祉センター事業として民間施設の利用開始

12 その他

- (1) 業務受託候補者に選定されなかった者から提出された事業計画書は返却します。
- (2) 情報公開の請求があった場合は、小矢部市情報公開条例（平成 12 年小矢部市条例第 30 号）に基づき公開することとなります。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、受託事業申請書等を無効とします。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めません。
- (5) 事業計画の審査は、提出された内容に基づいて行いますが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合があります。
- (6) 受託事業申請書提出後に申請を辞退する場合は、書類により速やかに市へ提出してください。

様式第1号

受託事業申請書

年 月 日

(宛先) 小矢部市長

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
法人の名称
個人又は代表者の氏名 印
電話番号

施設の一部を提供し、小矢部市老人福祉センター事業の業務を受託する事業者として選定を受けたいので申請します。

提供施設の名称： _____

業務委託料（消費税及び地方消費税を含まない額）

令和3年度分(1年間分)	_____	円
令和4年度分(1年間分)	_____	円
令和5年度分(1年間分)	_____	円
合 計 (3年間分)	_____	円

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
- 3 法人の登記事項証明書
- 4 市税滞納有無調査承諾書
- 5 施設平面図
- 6 施設パンフレット（現有の場合のみ）
- 7 その他市長が必要と認める書類

事業計画書

提供施設名称 _____

1 小矢部市老人福祉センターに対する基本的な考え方

(1) 小矢部市老人福祉センターとして提供できる施設概要について

(2) 小矢部市老人福祉センター事業の運営に当たっての基本的方針

2 事業計画

(1) サービス向上のための方策

(2) 利用者等のトラブルの未然防止と対処方法

(3) 人員体制（老人福祉センター事業運営に係る従事体制）

(4) 災害その他緊急時の管理体制

(5) 個人情報の管理体制

(6) その他（既存施設との連携等）

* 1 業務仕様書を参考に作成してください。

* 2 その他独自の事業に関して、提案していただいても結構です。

様式第3号

市税滞納有無調査承諾書

年 月 日

(宛先) 小矢部市長

申請者 住所又は主たる事務所の所在地

法人の名称

個人又は代表者の氏名

印

下記のために、標記調査をされることを承諾します。

記

小矢部市老人福祉センター事業の受託事業申請における適格性の審査のため

備考

本承諾書は、小矢部市における課税の有無に関わらず、事業者の申請をする全ての個人又は法人が提出してください。

申出者欄の氏名及び印鑑について、委任代理人（印鑑を含む）は認められませんのでご注意ください。